

(相談窓口の周知)

令和5年 4月 1日

パートタイム・有期雇用労働者対応 「相談窓口」のお知らせ

事業場名 (株)〇〇 熊本支店

パートタイム・有期雇用労働法に基づいて、下記のとおり「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を整備しましたのでお知らせします。「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談」とは、例えば、待遇についての疑問や不明点の問い合わせです。

ご不明な点がございましたら「相談窓口」までお問い合わせください。説明を求めたことを理由とした不利益な取扱いを行うことはありませんので、安心してご相談ください。

「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」



部署名	総務部
担当者	総務部長 〇〇 〇〇
職氏名	
連絡先	096-000-0000 (内線0000)

熊本労働局作成様式

【 パートタイム・有期雇用労働法 第16条 】

パートタイム・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するための(※)必要な体制を整備することが義務付けられています。

※「必要な体制」とは、苦情を含めた相談に応じる窓口等の体制を整備することを言います。

相談窓口については、雇い入れ時の文書の交付等による明示が義務付けられています。

この様式は、雇い入れ時の文書交付の他に通常目にする事が出来る場所(掲示板等)に掲示するような望ましい取り組みの例となります。